

企 画 部  
文 化 ス ポ ー ツ 部  
産 業 部

## 呉市総合スポーツセンター（ミットヨスポーツパーク郷原）の施設移転・再配置（案）について

### 1 経緯

本市においては、これまでも製造品の出荷や設備投資による税収増及び若者などの働く場の創出と定住に向け、産業団地を造成し、積極的な企業誘致・留置活動を推進してきました。

こうした中、令和5年9月の日本製鉄株式会社瀬戸内製鉄所呉地区の全設備休止を控え、市内に立地したいという企業の需要に適時・適切に応え、企業活動による税収増や若者の雇用創出及び定住促進を図り、本市経済の更なる発展につなげていくことが喫緊の課題となっております。

一方、平成元年に民間の厚生施設として整備された呉市総合スポーツセンター（以下「ミットヨスポーツパーク郷原」といいます。）は、平成17年に呉市が取得し、これまで、本市の拠点スポーツ施設としての役割を担ってきましたが、開所から30年以上が経過し、施設全体が老朽化しており、今後、施設更新などを実施する必要があるほか、公共交通機関で行くことができないなどのアクセス面での課題がありました。

また、令和4年8月1日の議会協議会で報告したとおり、ミットヨスポーツパーク郷原は、苗代、長谷、桑畑及び郷原と四つの工業団地が集積する地域に位置しており、この立地的特性を考慮すると、当該敷地は、事業用地を求める企業からの需要に応えることができるとともに、比較的容易に産業団地に転換できることから、ミットヨスポーツパーク郷原の各施設を、より利便性が高く充実した機能を有する施設となるよう移転・再配置をするとともに、当該敷地を産業団地として売却することとしました。

その後、公募型プロポーザルにより令和5年1月27日に株式会社ディスコを売却優先交渉権者として決定し、同社と令和5年3月29日付けで立地協定を締結しました。

なお、同協定に基づき、ミットヨスポーツパーク郷原の所有権が呉市から同社に移転した後においても、一定期間は各スポーツ施設として利用が可能です。

この度、同社へのミットヨスポーツパーク郷原の敷地の売却に向けた協議・検討と並行し、スポーツ施設の移転・再配置について検討を行い、候補地（案）を取りまとめましたので報告します。

## 2 施設概要

(1) 所在地 呉市郷原町字ワラヒノ山地内

(2) 公簿地積 239,885平方メートル

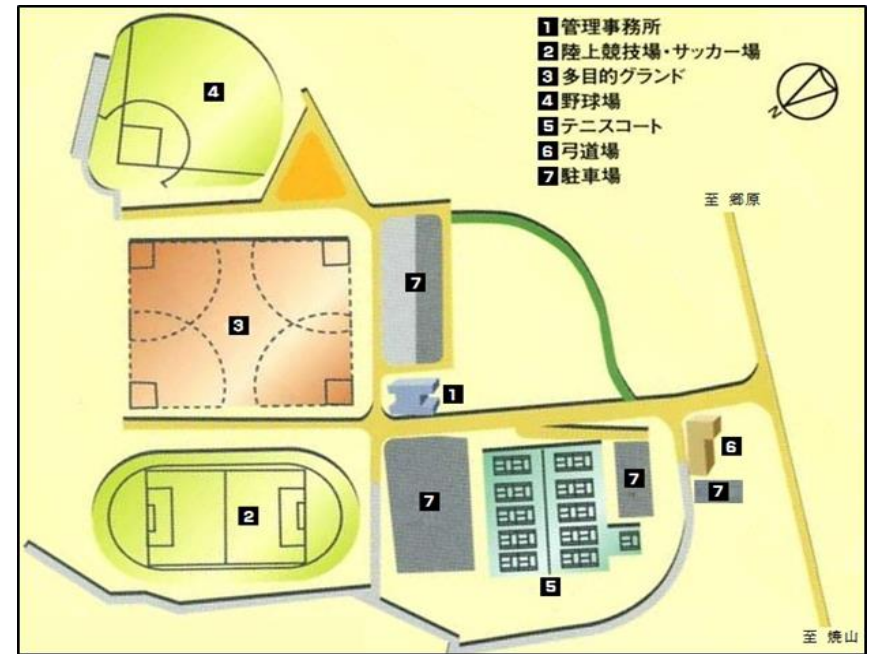
### (3) 主な施設

#### ア スポーツ施設

- ・陸上競技場【日本陸上競技連盟第3種公認】
- ・多目的グラウンド【166メートル×136メートル】
- ・野球場【両翼98メートル，中堅122メートル】
- ・テニスコート【全天候10面，壁打ちコート】
- ・弓道場【近的：6射場，遠的：3射場】

イ 附属施設 管理棟，駐車場

【施設配置図】



## 3 移転・再配置の方針

ミットヨスポーツパーク郷原の全てのスポーツ施設について，次の方針により移転・再配置を進めていくこととします。

### (1) アクセス性や施設の利便性向上

ア 市内全域からのアクセスの向上を図るため，公共交通機関の駅や停留所に近く，自動車等で移動しやすい幹線道路に近い場所に配置することとします。また，市民の誰もが気軽にスポーツを楽しむことができるアクセス性に配慮し，中央地区，広地区又は昭和地区に配置することとします。

イ 各種団体の要望等を踏まえ，既存施設と同等以上の施設の新設・整備をすることで，施設利用者の利便性の向上を図ります。

特に陸上競技場については，陸上競技だけでなく，400メートルトラックの内側にあるフィールドにおけるサッカーなど他のスポーツでの活用に加え，同フィールドやスタンドを活用した運動会等の市民が参加する地域行事・イベントも実施できる施設として整備を行うこととします。

## (2) 早期整備による利用者への配慮

ア ミットヨスポーツパーク郷原の各スポーツ施設の利用期限（売却優先交渉権者である株式会社ディスコの提案：表1）を考慮し、早期整備を図るため、大規模な造成を必要としない平坦な市有地などから候補地を選定することとしました。

また、スポーツ施設の移転・再配置に当たっては、市の財政負担も考慮しながら進めていくこととします。

イ 整備の検討を行う中で、スポーツ施設が利用できない期間が生じたとしても、利用者への影響が少なくなるよう、最大限の配慮を行います。

<表1：(株)ディスコが提示した各スポーツ施設の利用期限>

施設名	利用期限
① 陸上競技場	令和10年 3月
② 多目的グラウンド	令和 7年 3月
③ 野球場	令和 7年 8月
④ テニスコート	令和11年10月
⑤ 弓道場	令和11年10月

## 4 施設の候補地選定に係る考え方と候補地（案）

### (1) 考え方と候補地（案）

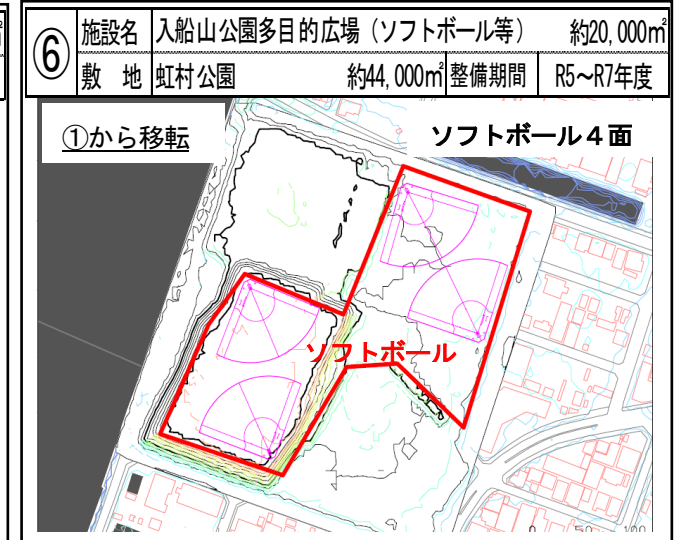
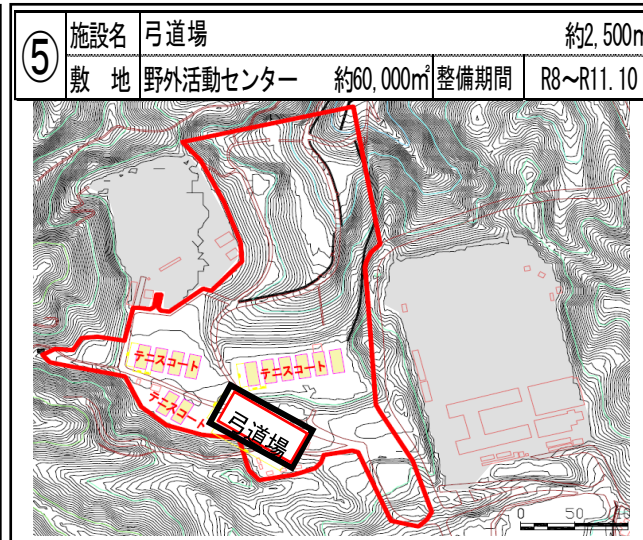
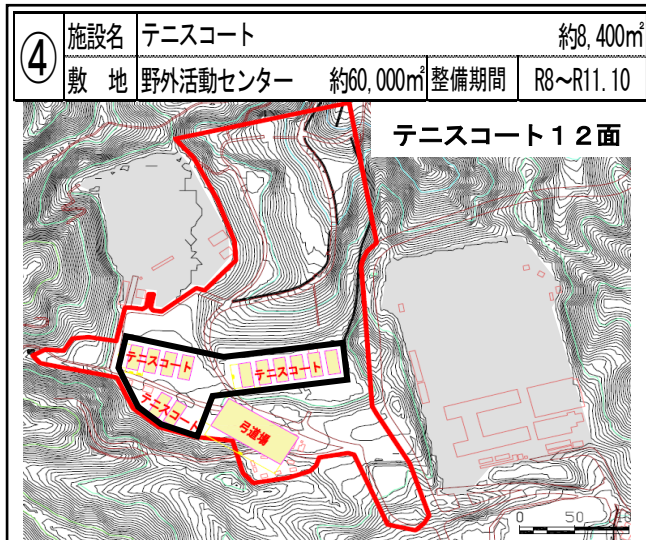
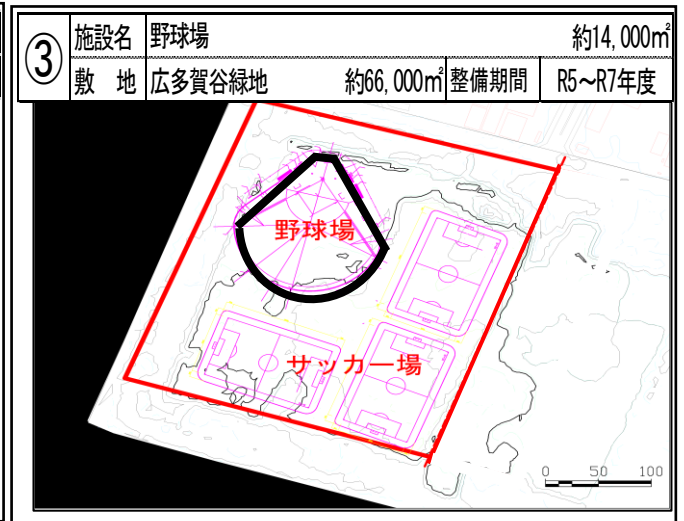
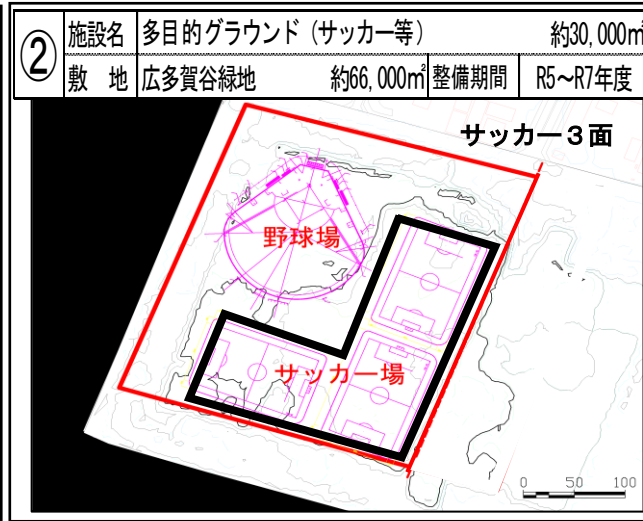
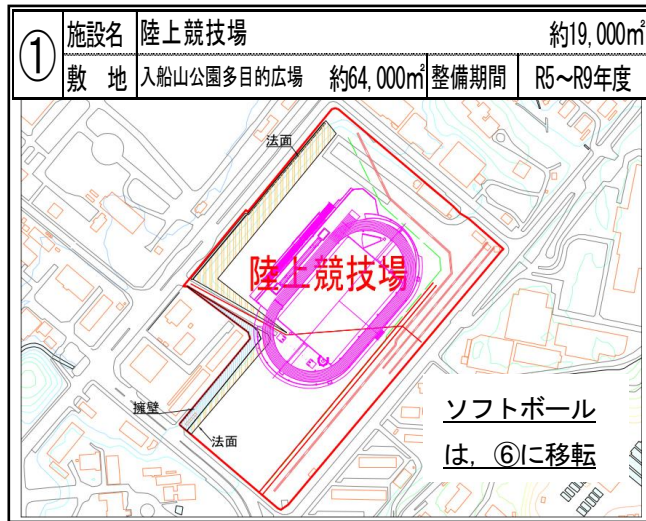
ア 大規模な敷地面積が必要となる陸上競技場の配置場所を市有地などから優先的に検討しました。市内唯一の400メートルトラックを有する陸上競技場であり、他の競技や市民が参加する地域行事・イベントも行える施設であることから、市のどこからでもアクセスしやすい中央地区に配置することとし、入船山公園多目的広場を候補地としました。

イ 陸上競技場の次に大規模な敷地面積が必要である多目的グラウンド（サッカー等）及び野球場については、必要面積を確保できる広地区の広多賀谷緑地と虹村公園を候補地として検討しましたが、多目的グラウンド（サッカー等）と野球場については、芝を敷く必要があるため、不均等な地盤沈下がある虹村公園ではなく、広多賀谷緑地を候補地としました。

ウ テニスコート及び弓道場は、昭和地区の市有地などから検討し、有効活用できる野外活動センターを候補地としました。

エ 入船山公園多目的広場を陸上競技場の候補地としたことから、当該広場を活動拠点としているソフトボール等については代替地が必要となります。ソフトボール場については、必要な面積を確保できること及び芝を張る必要がない土のグラウンドのままで活用が可能なことから、広地区の虹村公園を候補地としました。



(2) 候補地（案）の概要



※この案はあくまでも現時点のものであり、最終的なレイアウト、整備期間等は、今後詳細に検討し、決定します。

### (3) ミットヨスポーツパーク郷原の各スポーツ施設の利用期限と整備期間（案）

株式会社ディスコが提示した各施設の利用期限と現時点の整備期間（案）は、表2のとおりです。多目的グラウンドと野球場は、利用期限までに整備することが困難なため、整備途中での暫定利用を検討するなど利用者への配慮に努めていきます。

<表2：株式会社ディスコが提示した各スポーツ施設の利用期限と整備期間（案）> 【凡例】ディスコ提示の利用期限  現時点での整備期間(案) 

施設名		5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	移転・再配置候補地（案）
① 陸上競技場	利用期限	令和10年3月まで利用可能							入船山公園多目的広場
	整備期間	←					→		
② 多目的グラウンド	利用期限	令和7年3月まで利用可能						広多賀谷緑地	
	整備期間	←		→					
③ 野球場	利用期限	令和7年8月まで利用可能						広多賀谷緑地	
	整備期間	←			→				
④ テニスコート	利用期限	令和11年10月まで利用可能							野外活動センター
	整備期間				←			→	
⑤ 弓道場	利用期限	令和11年10月まで利用可能							野外活動センター
	整備期間				←			→	
⑥ 入船山公園多目的広場 （ソフトボール等）	利用期限	陸上競技場の移転に伴う利用期限（令和8年3月）						虹村公園	
	整備期間	←			→				

## 5 今後のスケジュール（予定）

引き続き関係団体等の意見を聞きながら、各施設の整備内容等の検討や概算事業費の精査等を行い、令和5年9月定例会で最終的な施設移転・再配置（案）を報告します。

令和5年 9月 売却優先交渉権者（株式会社ディスコ）との売買仮契約締結

ミットヨスポーツパーク郷原移転・再配置に係る最終案を行政報告

12月 12月定例会に議案提出（スポーツ施設条例の一部改正，財産処分議案，スポーツ施設の設計等に関する補正予算など）

令和6年 4月 株式会社ディスコに土地・建物の所有権移転，株式会社ディスコと呉市による施設利用に関する契約締結及び各スポーツ施設の継続利用開始